10/8 レポート 2020-10-08

課題

テキスト 199 頁からはじまる判旨及び 203 頁までの個別裁判官の意見を 400 字程度にまとめて提出ください。

レポート

法律による財産権の成約の意義

財産権の内容を制限または変更するには、必ず法律をもってなされるべきであり憲法上でも明文されている。また本件条例は特定人の私有財産権を剥奪するに等しく、法律のみに留保された規律事項を侵犯するものであって、違憲であることはあきらかであるというのが山田作之助裁判官の少数意見である。

財産権の乱用に対する条例の成約

溜池の破損、決かいは当該地方に多大の災害を及ぼしかかる行為は明らかに権利の濫用でありこの権利の濫用は憲法ならびに法律の保障するところではないため条例をもって禁止、処罰しても法律の範囲内であるというのが奥野健一裁判官の補足意見である

従来適法とされてきた財産への制約と補償

本条例の施行後の制限については妥当と思うが、本条例施行前から引き続き、ため池の堤とうを工作していた者が農作物の除去、廃棄を余儀なくされた場合これによって生じた損失まで、全然補償しないでよいと解することについては疑問があるとするのが山田裁判官である

丸山 竜輝 1